

○瀬戸市市税の延滞金の減免に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市市税条例(昭和40年瀬戸市税条例第6号)第19条の規定による延滞金の減免(以下「減免」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象)

第2条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第321条の2第5項、第368条第3項、第369条第2項、第463条の24第2項、第534条第3項及び第535条第2項のやむを得ない事由があると認める場合並びに法第321条の12第5項、第326条第4項、第463条第3項、第463条の2第2項、第481条第3項、第482条第3項、第607条第3項及び第608条第2項のやむを得ない理由があると認める場合は、納税者又は特別徴収義務者が次の表の減免の対象となる場合の欄のいずれかに該当するときとし、当該納税者又は特別徴収義務者が次条の規定による申請をした場合においては、市長は、必要があると認めるときに限り、その者に対し、その者の納付又は納入すべき延滞金額からそれぞれ同表の減免期間の欄に掲げる期間に係る同表の減免額の欄に掲げる額を減免する。

番号	減免の対象となる場合	減免期間	減免額
(1)	災害があつた場合において、納付又は納入することのできない事情にあつたと認められるとき。	減免の対象となる場合に該当する期間	全額

(2)	病気にかかり、又は負傷したことにより多額の出費を要したとき(生計を一にする者の病気又は負傷を含む。)		
(3)	事業を廃止し、若しくは休止したとき又は事業につき著しい損失を受けたとき。		
(4)	破産法(平成16年法律第75号)、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する破産手続、更生手続又は再生手続の開始の決定を受けたとき。		
(5)	死亡し、又は身体の拘束を受けたことにより納付又は納入することのできない事情にあったと認められるとき。		
(6)	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助を受けているとき。		
(7)	法第321条の2第1項又は法第368条第1項の規定により市民税又は固定資産税(都市計画税を含む。)について不足税額を追徴されたことについてやむを得ない事由があると認められるとき。	不足税額に係る各納期の翌日から不足税額の納期限までの期間	
(8)	前各号のほか、市長が特にやむを得ない事由があると認めるとき。	市長が必要と認める期間	市長が必要と認める額

(減免に係る申請)

第3条 前条の規定により減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由又は理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税者又は特別徴収義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地)
 - (2) 納付又は納入すべき市税の税目、所属年度及び通知書番号
 - (3) 減免を受けようとする事由又は理由
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- (減免の決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があつた場合は、これを審査し、減免の承認又は不承認を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の減免の承認又は不承認を決定したときは、当該申請をした者に対し、理由を付してその結果を通知するものとする。
- (承認決定の取消し)

第5条 市長は、減免の承認の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その減免を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
 - (2) 不正の行為により減免を受けたとき。
- 2 市長は、前項に規定により減免を取り消した場合は、その者に対して通知するとともに、当該減免を取り消された延滞金を徴収するものとする。
- (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則 (平成30年3月31日 規則第18号)
(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に本市により減免の承認の決定を受けている者は、この規則の規定に基づいて決定を受けたものとみなす。

附 則 (令和3年12月24日 規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。